

○富士河口湖町私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則

平成21年4月1日

教育委員会規則第2号

改正 平成24年8月2日教委規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、幼稚園教育の振興に資するため、学校教育法(昭和22年法律第26号)第2条第1項及び附則第6条の規定に基づき設置された私立幼稚園(以下「設置者」という。)の入園料及び保育料に対する補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象及び額)

第2条 補助金を受けることができる者は、当該年度の6月1日に当該幼稚園に在園する児童の保護者であって、富士河口湖町に住所を有する者に対し、次に定める範囲において交付するものとする。

- (1) 当該年度に納付すべき町民税が非課税となる世帯、又は生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている世帯 入園料及び保育料の合計額。ただし、園児1人につき年額6万円を限度とする。
- (2) 当該年度に納付すべき町民税の所得割が非課税となる世帯 入園料及び保育料の合計額。ただし、園児1人につき年額5万円を限度とする。
- (3) 当該年度に納付すべき町民税の所得割の額(世帯構成員中に所得割の納税義務者が2人以上いる場合は、その合計額とする。)が7万7,100円以下となる世帯 入園料及び保育料の合計額。ただし、園児1人につき年額2万円を限度とする。
- (4) 当該年度に納付すべき町民税の所得割の額(世帯構成員中に所得割の納税義務者が2人以上いる場合は、その合計額とする。)が7万7,100円を超え21万1,200円以下となる世帯 入園料及び保育料の合計額。ただし、園児1人につき年額1万円を限度とする。

(平24教委規則1・一部改正)

(補助の申請)

第3条 補助を受けようとする設置者は、補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、6月30日までに教育委員会へ提出するものとする。

- (1) 補助金に係る事業計画書(様式第2号)
- (2) 保育料等減免措置に関する調書(様式第3号)
- (3) 入園料、保育料の額を明らかにする書類

(4) その他必要な書類

(補助金交付の決定)

第4条 教育委員会は、前条の補助金交付申請書の提出を受けた時は、申請内容を確認し、予算の範囲内で補助金の交付の可否を決定し、補助金交付決定通知書(様式第4号)を設置者に通知するものとする。

(減免確認書の提出)

第5条 補助金の交付決定を受けた設置者は、保育料等の減免確認書(様式第5号)を1月31日までに教育委員会へ提出しなければならない。

(実績報告書の提出)

第6条 設置者は、減免措置を完了した後15日以内又は3月20日までのいずれか早い日までに、実績報告書(様式第6号)を教育委員会に提出しなければならない。

(減免措置に関する証拠書類の備付)

第7条 補助金の交付を受けた設置者は、入園料、保育料の減免に関する証拠書類を備えておかななければならない。

2 教育委員会は、補助金交付の事務処理上必要と認めるときは、前項の書類の提出を求めることができる。

(補助金の返還)

第8条 保護者が虚偽の申請若しくは不正な手段により、この規則の規定による補助金の交付を受けたときは、直ちに教育委員会に補助金を返還させるものとする。

(書類の保存)

第9条 教育委員会及び学校長は、関係書類を常に整理し、5年間保存しなければならない。

(補則)

第10条 この規則に定めるものの他、補助金の交付に関し必要な事項は、教育長が別途定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則(平成24年教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。